

平成 28 年度 第 1 回 岩手県多面的機能支払制度推進委員会 議事録

日 時:平成 28 年 6 月 21 日(火)14:00～16:00

場 所:岩手県公会堂 15 号室

○村居(農村建設課担当課長)

それでは、これから平成 28 年度岩手県多面的機能支払制度推進委員会を開催いたします。皆様には、お忙しいところお時間をお取りいただき、ありがとうございます。

本日司会を務めさせていただきます、農村建設課水利整備管理担当課長の村居と申します。よろしくお願いたします。

さて、本委員会の設置要領では、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないと規定されておりますが、本日は 4 名のご出席をいただいておりますので、委員会が成立することを、ご報告申し上げます。

それでは、開会にあたり、農村建設課の千葉総括課長からご挨拶申し上げます。

○千葉(農村建設課総括課長)

皆さま、ご苦勞様でございます。まず、本年度、皆さまに委員をお引き受けいただいたことに感謝申し上げます。また、本日、ご多忙のところご出席をいただきまして、御礼を申し上げます。

多面的機能支払制度でございますけれども、ふりかえりますと、平成 19 年度に地域の農家等で構成する共同活動組織により、農地や農業用施設の保全をする、あるいは農村環境を守っていくということを目的に、農地・水・環境保全向上対策としてスタートして、平成 24 年には一部内容を見直しまして、農地・水保全管理支払制度と衣替えをしてきたところでございます。

平成 26 年度からは、農村が有する水源涵養、それから国土保全といった多面的機能はもちろんのこと、農業者の急速な減少、高齢化、そういったことが進行する中で、担い手への加速的な農地集積が伴っているということで、農村の急激な構造変化、そういったことに対しても焦点をあてて、この多面的機能支払制度として見直しをされたところでした。一方で 27 年度からは、日本型直接支払制度として、中山間地域等直接支払制度、それから環境保全型農業直接支払制度とともに、法律の下で行われることになったものでございます。

これまでの取組につきましても、農家や市町村からは好評をいただいておりますけれども、今年度は県内水田の 80%、畑の 25%、草地の 10%をカバーすることを目標として取り組むたいと考えているところでございます。

一方で、国の予算が、対前年と同額に留まっているところでございまして、本県はもとより、全国的にも必要な予算が確保できない状況が続いております。

本日は、昨年度の実施状況について報告するとともに、今年度の取組方針について、ご審議をいただく予定としております。また、26 年度から 3 年目に当たるということもございまして、中間評価を行う年度となっております。その進め方についてもお諮りする予定としてございます。この評価を通じまして、本制度の在り方や必要性、効果を、県民の皆様はもとより、全国の国民の皆さまに改めてアピールしつつ、必要な予算の獲得にもつなげたいと考えております。

予定は 16 時までとしておりますけれども、ご審議よろしくお願いたします。

○村居(農村建設課担当課長)

議事に入ります前に、本日出席されております皆様をご紹介します。

岩手大学農学部教授 広田委員長でございます。

岩手県環境アドバイザー 根子委員でございます。

岩手県農業農村指導士 高橋委員でございます。

NPO 法人いわて景観まちづくりセンター理事 内澤委員でございます。

そして、本日、都合により欠席されておりますが、新委員として、岩手大学農学部教授、佐藤委員が就任されております。

昨年度、岩手大学農学部木下准教授から辞任の申し出があり、この度、後任として委員をお願いしたところです。

次に、事務局でございます。岩手県農村建設課千葉総括課長、中村主任主査、そして昨年度から引き続き担当している藤倉主査でございます。

皆様、よろしく申し上げます。

○広田委員長

それでは、改めまして、よろしくお願ひいたします。

まず、議事の(1)「平成 27 年度実施状況について」事務局から説明をお願いいたします。

○中村（農村建設課主任主査）

それでは、平成 27 年度の実施状況について、資料－1、1 ページをお願いいたします。

1、農地維持支払について、27 年度は多面的機能支払を含む日本型直接支払が法制化されましたが、取組面積が約 7 万 2 千 ha、994 組織が活動を実施いたしました。

これは、26 年度に比べ、取組面積が約 8 千 ha で 1.1 倍、活動組織数は 184 組織増え 1.2 倍となっております。

農振農用地面積に占める取組面積の割合、カバー率は、農地維持全体で 45%、これは東北 6 県の平均値 50%を下回っております。

地目別では、水田で 73%、これは東北 6 県の平均 66%を上回っています、畑・草地は 10%、これは東北 6 県の平均 12%を若干下回っております。

東北 6 県それぞれの取組面積及びカバー率は 1 ページの下に記載しております。

また、県内の地域別の取組状況については、2 ページに記載のとおりですが、県南地域が 63%のカバー率であるのに対し、県北沿岸地域では 12%と低調となっております。

次に、資源向上支払の平成 27 年度実施状況について、説明させていただきます。資料の 3 ページをご覧ください。

まず、共同活動の実施状況ですが、27 年度は約 6 万 3 千 ha、769 組織が活動を実施いたしました。

これは、26 年度に比べ、取組面積が約 6 千 ha で 1.1 倍、活動組織数は 128 組織増え 1.2 倍となっております。

農振農用地面積に占める取組面積の割合、カバー率は 40%、東北 6 県の平均値は 45%となっております。

次に、長寿命化活動の実施状況について、説明させていただきます。

27 年度は、約 5 万 5 千 ha、712 組織が活動を実施いたしました。

これは、27 年度に比べ、取組面積が約 1 万 ha で 1.2 倍、活動組織数は 179 組織増えて 1.3 倍となっております。

また、27 年度に長寿命化を行った農業用施設について、水路は約 111 k m、農道は約 11 k m、ため池は 45 箇所となっております。

平成 27 年度の実施状況については、以上です。

○広田委員長

何かご質問はございますか。

カバー率はいつも出ているのですが、県北が（カバー率が）低いのは、畑地が多いせいもあるのでしょうか。

○藤倉（農村建設課主査）

そうです。畑地や草地が多いです。

○広田委員長

岩手県はどうしても、他県に比べると、畑地や草地が多いので、単純にトータルのカバー率では比較できないかと思います。田だけ見ればいいところまで行っているとは思いますが、

沿岸が低いのは、まだ余裕がないということもあるのでしょうか。

○村居（農村建設課担当課長）

まとまっている面積が小さいですので、それで組織化となると、なかなか人員的な要因など、背景がちょっときびしいといったことはあるかと思います。

○広田委員長

地域にとってもメリットは大きいと思うのですが、（制度が始まって）時間が経っているにもかかわらず、取り組まない、取り組めないといったところ、その辺はどうなのでしょう。

去年に比べると、組織はだいぶ増えてきたようですが、

高橋委員、いかがですか。

○高橋委員

私のところでは、かなり浸透はしてきています。

○広田委員長

それでは、議事の(1)については了解しました、ということでよろしいでしょうか。

（他委員了承）

次に、議事の(2)「平成 28 年度の取組方針と実施予定について」事務局から説明をお願いします。

○藤倉（農村建設課主査）

平成 28 年度の取組方針（案）について、説明させていただきます。4 ページをお願いします。

まず制度の取組拡大についてですが、27 年度の実施状況でも説明がありましたとおり、畑・草地の取組面積が低調でございますので、昨年度に引き続き、拡大に向けた推進活動をしていく予定としております。昨年度は、畑・草地で実施できる活動項目や事業制度を紹介したチラシを作成し、市町村・土地改良区等団体に配布し、地元説明会や集落座談会等で地域の方々に周知していただきましたが、今年度は、県内の畑草地で実際に活動している組織の事例を掲載したチラシを作成し、より具体的な活動内容を周知しながら、今まで多面的に取り組んでいなかった地域や、田のみで畑や草地に取り組んでいなかった地域の取組拡大を、市町村、推進協議会と協力しながら推進していきたいと考えております。

さらに、草地についてですが、本県の草地面積は東北全体の約 44% を占めるほど大きい状況でございます。県内では、この草地を公共牧場として管理運営している牧場が 127 ございます。この公共牧場とは、地方公共団体、農業協同組合、同連合会、畜産公社、または牧野組合等の任意団体が、牧場の管理に関する規定を定めて管理運営しているものですが、実態として、地元の農家が耕作や管理をしているということがあるため、まず県内の公共牧場の実態を調査し、さらにど

ういった場合だと多面的の導入が可能なのか、その要件について国に確認し整理して、導入可能な牧場については取組拡大を推進したいと考えております。

また、制度や手続きの周知に向けて、市町村や協議会と連携し、昨年度に引き続き集落説明会や個別相談会を開催していきたいと考えております。

(2)活動組織の適正かつ円滑な事務処理に向けた取組の推進についてですが、国の実施要綱に基づき、5月末に活動組織の実施状況について国に報告をしたところですが、その実施状況を確認している中で、例えば、活動計画書に記載している項目と異なる項目の実績が記載してあったり、翌年度への持越について、持ち越す目的が記載されていないなど、記載誤りや記載もれが多く発生し、その修正にかなりの時間を要する結果となりました。そこで、実施状況報告書を提出する前に、自分の活動組織がどういったことを実施する計画をたてているのか、書類の整理は正しく行われているのか、収支はどうか、など事前に確認するために、中間確認指導を市町村や協議会と連携して行うこととしました。中間確認指導については、今までは市町村の判断に任せており、実施していない市町村もあったのですが、今年度は全市町村実施することで進めたいと考えております。

また、事務処理が負担となっている活動組織に対しては、27年度も土地改良区やNPO法人等に事務を委託するよう働きかけを行ってありまして、27年度は129組織が23の土地改良区に事務を委託しているほか、11組織がNPO法人農村空間21に事務を委託しております。西和賀町では役場や農協のOBで構成するNPO法人を26年度に立ち上げ、町内の組織の事務支援をしているところです。一方でまだ事務を受託していない土地改良区もございます。土地改良区にとっても収入源となりますので、そういったメリットについても織り交ぜながら、引き続き働きかけをしていきたいと考えております。

次に、事務処理負担軽減のために開発した支援ソフトについて、今までも活動組織に配布し、活用していただいているところですが、例えば、作業日報で記入した内容が別シートに転記される、とか、収入支出の入力欄が限定されているので行を増やして欲しいなど、まだ活動組織からの改善要望が出ておりますので、そういった内容の改善と、操作研修会について実施していく予定としております。

続きまして、施設の長寿命化対策の促進についてでございますが、活動組織の技術力向上に向け、東北農政局土地改良技術事務所職員を講師に招いて、活動組織を対象とした水路補修研修会を10月から12月にかけて、県内5会場で開催する予定でいるほか、現地指導専門員による技術指導を行い、施設の長寿命化対策を促進する予定でございます。

(4)環境保全活動の促進についてでございます。まず、27年度は、木炭を使った水質浄化の取り組みや小学生と生き物調査を実施するなどの活動等を実施した一関市の日花里保全振興会をはじめ、合計3つの活動組織を表彰いたしました。今年度もそういった優れた環境保全活動等に取り組んでいる活動組織を表彰し、広報誌やホームページ等で県内に広く紹介し活動を広げたいと考えております。

また、27年度で実施した岩手国体に係る「花いっぱい運動」について、今年度も継続したいと考えております。

外来種の駆除に関するPRチラシについてですが、27年度は、外来植物であるオオハンゴンソウの駆除について、チラシを作成し活動組織に配布いたしました。今年度は、オオハンゴンソウに加え、他の外来種の情報についても情報を盛り込み作成して、その駆除についてPRしたいと考えております。作成の際は、他の外来種や記載内容等、環境アドバイザーでもいらっしゃいます根子委員にご指導いただきたいと思いますので、そのときはよろしくお願いいたします。

(5)制度の理解醸成の促進についてですが、活動内容やその成果について、岩手県農地水環境保全向上活動モデル賞や農業普及誌等で紹介するほか、活動組織で広報誌を発行したり、市町村広報に多面的の活動を掲載する、イベント等を行う

場合はマスコミへ投げ込みするなど、活動を積極的にPRするよう、市町村や活動組織にも働きかけを行う予定であります。

(6)制度の効果と評価について、今年度多面的機能支払に移行してから3年目の中間年ということで、国では事業の中間評価を実施する予定となっております、それに併せ、県としての中間評価も実施する予定でございます、詳細は、議事(3)中間評価の進め方で説明させていただきます。

2、予算の状況について、5ページをお願いします。

(1)国の予算配分についてですが、多面的の農地維持、共同、長寿命化を合わせた金額について、県当初予算に対し、国から示されている配分額は89%の51億6千2百万に留まっております。

制度上、農地維持と共同は満額交付となっておりますので、不足分は長寿命化での調整となります。新規組織の申請が今月末までの期限であり、今年度の必要額が確定していないことから、長寿命化については、当面事業計画の50%で交付することにしております。

(2)交付金の効率的な執行について、ですが、国から長寿命化の新規認定について、限られた予算を有効に活用する目的として、県で新規認定の優先基準の考え方を関係市町村に示し、これに基づき市町村が認定するよう通知がありましたので、その基準について、市町村とも協議し設定する予定であります。

また、併せて、長寿命化の交付金についても、交付の優先基準を設定する予定としております。

これらについては、市町村と協議したのち、次回の委員会でご説明したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

3、委員会の今後のスケジュール案でございます。次回は9月14日を予定しております、現地調査の実施を検討しております。そのほか、モデル賞受賞団体の選考、国に提出する県の中間評価書案の審議、県が行う交付金の効果と評価の取組状況、長寿命化の新規認定及び交付の優先基準の設定について、検討していただく予定としております。

また、第3回としまして、国に提出する中間評価書の最終版の審議、県の効果と評価のまとめ、平成29年度の取組方針について、検討していただく予定としております。

議事(2)の説明については、以上です。

○広田委員長

それでは質問ご意見等よろしくお願いたします。

私の方から質問ですが、(1)制度の取組拡大のところで、集落説明会や個別相談会を開催とありますが、これは、やるのは市町村ですか、県のほうも出て行ってやるのですか。

○藤倉（農村建設課主査）

市町村が主体でやって、そこに、県の現地機関の職員や、場合によってはこちらからも行って一緒に説明をする、という予定であります。

○広田委員長

公共牧野に制度を導入する、今年度導入要件について整理をするということですが、こんな形だと導入できそうだった素案はあるのですか。

○藤倉（農村建設課主査）

公共牧場の中で、まずは、農業者の方が組織を作って活動できるか、実態とし

て農地の管理や農道など牧野の中の施設を農業者の方が管理しているのか、管理するうえで管理資金が他から入ってきていないか、こういった点が整理できれば、導入の可能性があるようなので、そのあたりをもう少し詳しく整理したいと思っております。

○広田委員長

導入の必要性はどのようなのでしょうか。

○千葉（農村建設課総括課長）

公共牧場の実態をみると、例えば農協が財源を持ちながら専従の職員を雇ってやっているのですが、職員数も足りないし資金も足りないため、牧柵などの施設について修理が必要だが手が回らない、あるいは草地につながる道路の草刈になかなか手が回らないといった実態があるようです。ですから、そういったところで共同活動ができれば、公共牧場サイドにとってもいいことでありますし、草地の中で公共牧場の面積は1万ヘクタールくらい県内でございますので、草地の取組拡大にもつながると考えております。

○広田委員長

草地は、環境の面からどうでしょうかね。

○根子委員

公共牧場の草地の中に希少植物があって、その取扱いが問題になったことがありました。あと直接、生物ではないのですが、奥州と住田に跨る牧場で国の景観の指定になっているところがあるので、本来であれば公共牧場の中に希少生物とか景観に準じるようなものがあれば、本来は農業を営んでいくうえでは、率直にいうと障害になるわけですよ。ですが個人の所有地と違って、公共牧場だとそういったところをピックアップしやすいという面があると思うので、制度を導入して取組拡大をしていく中で、将来導入ができれば、環境保全活動の方向性をそちらに持っていく要素として、積極的に最初から予算を入れて人を入れて、ということは困難にしても、公共牧場の中で例えば、こういった希少種がいるので、これを将来的に環境保全活動の対象としていこうということで情報収集をしていくという取組をするのも1つだと思います。

○広田委員長

私もそう思います。希少種は草原植生で非常に重要ですから。生態系と景観とすごく価値のある場所なので。環境保全活動は全体からすると、ちょっとマイナーかもしれないですが。

○根子委員

言ってみれば、マイナスをプラスにする発想ということですよ。

○千葉（農村建設課総括課長）

希少動植物を保護する取組も併せて行えば、活動の広がりといったことも考えられますので、検討させていただきたいと思っております。

○広田委員長

他にありませんか。

○高橋委員

長寿命化の交付金の優先基準を設定するという事なのですが、これはどのような内容になるのでしょうか。優先基準に沿わないものは、交付金を減らされるといった感じがするのですが、そのあたりどのような形で設定するのか、教えてくださいたいです。

○藤倉（農村建設課主査）

まだ、たたき台案もこれからといったところですが、一つとしては、どれくらい交付金を使っているのか、持越しはいくらかといった視点での基準を設けたいなと思っております。県の中で基準案を作成しまして、それを市町村に意見照会していく予定ですので、その中でまた内容が変わっていく可能性はございます。

○広田委員長

新規認定基準については、最近国から指示がきたようですね。

○高橋委員

長寿命化の交付金は去年も最初半分しかこなくて、あとで追加が来たのでまだよかったです、厳しいですね。

○千葉（農村建設課総括課長）

今回の評価の中で多面的機能支払の役割、特徴といったところをきちんと出して、それを国のほうにも伝えていかなければならないなと感じております。

○高橋委員

それからもう一つ、昨日の運営員会で出たことなんですけれども、交付金の支払が遅いということです。今年はまだいつになるか明示されていないのですが、9月になるのかな、と思っています。私の組織ではないのですが、ある組織でやはりお金がなくなったということで、日当などの支払のときに金を借りるといったときに、その利子まで見れるのか、といった質問が出たということです。役場からは、それは対象外と言われたとのことですが。

○広田委員長

原則は、交付金の支払は、いつなのでしょう。

○藤倉（農村建設課主査）

県の本庁から内示を出して、県の出先機関から市町村に内示を出して、市町村から申請書を出してもらって、県の出先機関から交付決定を出せば、あとは請求をしていただければ、すぐ支払ができるといったところです。

○高橋委員

役場の支払が遅いのでしょうか。

○広田委員長

額が大きいですからね。

○千葉（農村建設課総括課長）

27年度は法律の下でスタートということになったので、新規組織の採択申請書の期限を10月末までに延長していたという状況です。一方で、今年度は制度も本格的に運用になっているということで、申請期限が6月末になっておりますの

で、その点からみると、27年度に比べれば交付金の支払は早くなると思っております。その辺はこちらも全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○広田委員長

市町村がちゃんと手続きをしていれば、早いということでしょうか。

○藤倉（農村建設課主査）

市町村から組織に支払っているか、進捗管理はしていこうと思っております。

○高橋委員

県の出先のほうから支払っていても、市町村から組織に支払っていないということもあるでしょうからね。

○広田委員長

そこは、担当者によっても時間差があるかもしれませんからね。
他にご質問はありませんか。

○内澤委員

カバー率を見ていると、どうしても地域によって格差があると思うのですが、例えば今年度は県北のほうを重点的に推進するとか、そういったことは考えているのでしょうか。

○藤倉（農村建設課主査）

昨年度もやはり県北沿岸のほうが高いということで、なぜ取組をしていないのかというところを、実際に取り組んでいない地域から聞き取りしました。その中で、実は制度を知らなかったといった声もございました。やはり、まだまだPRが足りないのかなといった部分もありました。ですので、引き続き、そういった制度のPRをしていきたいと思っております。

また、事務という点でみると、県南は土地改良区の事務の受託が多いのですが、沿岸のほうは事務を受けている土地改良区が少ないです。そういったところで、土地改良区にも働きかけをしたいと思っておりますし、土地改良区も沿岸では小さいので、そういった場合にはNPOへの事務の委託を進め軽減を図る、といった進め方をしたいと考えております。

○内澤委員

事務が大変そうだから、活動を実施しないとか、そういったことで活動を導入していない可能性もありますからね。

○藤倉（農村建設課主査）

はい。その一方で、今まで1組織も取り組んでいなかった普代村から、今年度ようやく、初の申請が上がってくる予定だと聞いておりますので、その波にのっってもう少し拡大していきたいなと思っております。

○広田委員長

これで、市町村レベルでは全部ですか。

○藤倉（農村建設課主査）

全市町村で取り組むこととなります。

○広田委員長

他にいかがでしょうか。

○根子委員

環境保全活動の PR チラシですけれども、外来種の駆除といっても岩手県内は広いので、例えば県北と県南でもかなり外来種の密度に差があるといった状況です。例えば北上以南だとウシガエルがかなりいるのですが、花巻から北だとウシガエルはほとんどいないんですね。そうすると、ウシガエルを PR チラシに入れても、たぶん県南以外の地域の人たちはピンとこない、そういったこともあります。オオハンゴンソウは、去年現地調査で伺った陸前高田をみると、沿岸南部にはかなり生息しているなど思ったんですけれどもね。

例えば、自然保護課とか、各振興局の希少動植物委員会から情報を提供してもらって、それぞれの地域で特にみられる外来種をピックアップしてもらい、それからさらに駆除すべき種を決めて、もし将来的に可能であれば、例えば県北、中部、県南であるとか、内陸、沿岸であるといった風に分けて、その中でそれぞれの地域にあったものを選んで作成し配布してもらうとか工夫をしないと、多分 PR チラシを作っても実際に活用できないのではないかと。その辺を実情にあったものとして徐々に取り組んでいくよう検討していただければと思います。

○藤倉（農村建設課主査）

エリア別にですね。わかりました。

○高橋委員

今の話について、チラシを何回か目にしているのですが、例えばオオハンゴンソウについても、写真ではわかるのですが、実際に現場でこれがそうだ、という人がいないわけですね。その辺が難しいところです。ぱっと見るときれいな花に見えるのですよね。

○根子委員

外来種があると、どんな問題があるのか、といった解説が必要ですね。あとどうやって駆除するか、となると、チラシと、あと実際に指導する人が必要です。

○高橋委員

やはり、農家だからというわけではないが、花が咲いていると、畦畔の草刈でも、花が咲いていると残したがるのですよね。

○広田委員長

そうですね、ちょっと咲いているときれいですからね。

○高橋委員

畑が全部オオハンゴンソウで埋まっているところもありましたからね。所有者はそれをよかれと思ってやっていると思うのですがね。

○藤倉（農村建設課主査）

そうすると、見た目には騙されず、こういった悪い面があるのだというところを PR する必要がありますね。

○高橋委員

なかなか、周知徹底というのは難しいのではないかなと思いますね。

○広田委員長

私のほうから、2点ほどあるのですが、環境保全活動のところですが、単にきれいな花壇を作るとか、生き物調査をするということに留まらない、まさに環境保全活動というのをもうちょっと推進できないかなと思っていて、今年度はもう予算が決まってしまっていると思うんですけども、環境活動の保全マニュアルとか事例集とか、例えば景観形成とか生き物調査以外の活動、本来の活動事例集みたいなものがあると、そういうのを見た人がわかると思う。多面的機能支払以外の活動としてやっているものでもいいと思うので、このような活動が地域の環境保全にとって必要だといえるようなものがあると、多少はそれを見て、これだったら自分の地域でも出来るのではないかなと思う組織もあると思うし、活動の種類も増えると思います。

もう一つは、制度の理解醸成ですけれども、内向きの理解醸成も必要だと思うのですが、広く県民にPRしていくという、そっちの方向のPRが足りないのではないかなと思います。せっかく「おたまガエル」もいることだし、上手に活用して。最近どうなのですかね、「おたまガエル」は。一部の子供には根強い人気があるようですから。まあ非常に地道な活動ですけれども、草刈や泥上げが行われていて、今の岩手県の美しい農村が維持されているんだよ、ということをもっとPRする必要があると思うのですよね。ですから、その部分をもう少しやったほうがいいかなと思います。

○千葉（農村建設課総括主査）

確か「おたまガエル」をやったのが、平成22年頃でした。

○広田委員長

その頃は、もっと活発に外向きのPRをやっていたという記憶があります。法制化されて、ちょっと安心したという部分があるのかもしれませんが。あの当時は、いつ打ち切られるか、といった状況でしたので。不安があったから、一生懸命PRをしたということもありますね。ただ、法制化されたからといって、安心してはいけませんからね。予算は厳しい状況なので。そういったPRをもう少しがんばって見たほうがいいと思います。

○藤倉（農村建設課主査）

外向きのPRについては、検討して、次回お示しさせていただきたいと思えます。

○広田委員長

あと、現地調査についてですが、場所は、具体的にはこれからですか。

○藤倉（農村建設課主査）

これからなのですが、2回目の検討内容が盛りだくさんであることも考えて、あまり遠くないところで八幡平市あたりがいいのではないかと考えておりました。

○広田委員長

他にご意見はありませんか。

それでは、今回出された意見も込みということで、議事(2)について承認することによってよろしいでしょうか。

(他委員承認)

では続きまして、議事の(3)に移ります。事務局から説明をお願いします。

○藤倉（農村建設課主査）

それでは、議事(3)、中間評価の進め方について、ご説明いたします。6ページをお願いします。

まず、国が実施する中間評価の、現段階で示されている考え方について、ご説明いたします。

国では、多面的機能支払交付金の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう、取組状況の点検や制度の効果等の検証を行うことにしており、多面的の制度開始から3年目となる28年度に中間評価を実施することとしております。

評価の視点は、国実施要綱の事業目的に沿い、①地域資源の保全管理、②農村環境の保全・向上、③農業用施設の機能増進、④農村地域の活性化、⑤構造改革の後押し等地域農業への貢献としており、これらについて検証を行います。

なお、評価については、国が試行する活動組織の自己評価及びそれを踏まえた市町村の評価、それから県第三者委員会で行った評価結果等を用いて、国の第三者委員会が実施します。

次に、県が実施する中間評価の考え方についてですが、本県では、27年度に委員会でご意見をいただき、更なる取組の推進や、県民の制度に対する理解を促進させるため、県として制度の効果や課題について、独自に評価・分析を行い、今後の施策に反映する予定でございます。

なお、評価を効率的に実施するため、国の中間評価に併せ、今年度県の独自評価を実施いたします。

評価については、活動実績、活動組織の自己評価や市町村の評価に加え、県独自のアンケートの結果を用いて、本委員会にお諮りしたいと考えております。

評価の流れですが、事業実績、自己評価については、活動組織が市町村に提出し、市町村は、活動組織の自己評価に基づく市町村の評価をしたうえで、県に提出いたします。また、県独自のアンケートについては、市町村の負担軽減のため、活動組織から直接県に提出してもらう予定でおります。

本委員会において、事業実績、自己評価、県アンケートの結果をとりまとめたものを評価いただき、国にその評価書を提出するほか、県独自の評価をまとめさせていただきます。

なお、県から国に提出する中間評価書については、国が定めた様式により、9月30日までに案を、1月31日までに最終版を提出することになっております。国が定めた様式については、資料の12ページに添付しております。活動組織の自己評価や実績等により各項目について評価するほか、18ページにあるように地域資源の保全管理に関する普及啓発や取組の推進に関する課題や今後の取組方向について、また制度に対する提案についても記載することになっております。

また、資料20ページに活動組織の自己評価及び市町村評価の様式を添付しております。活動組織の自己評価については、農地維持支払、及び資源向上支払の共同活動について実施するものです。左のページは活動組織が自己評価をする部分で、右ページは、市町村が評価をする部分となっております。市町村は評価をしたのち、これを県に提出いたします。この自己評価は、県内の全活動組織の約3割となる357組織を対象に実施いたします。

県独自のアンケートについては、8ページに様式を添付しております。27年度に、岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞を受賞した15組織を対象に実施した聞き取り調査と同様の内容とし、全体の約3割となる350組織を対象に実施する予定としております。内容についてですが、「農地・農業用施設の保全管理について」、それから「農村環境の保全・向上について」「農村地域の活性化について」

て」「地域農業の振興について」、これらについてこの事業が有効か、課題はあるか、制度がなくなったと仮定した場合どうなるかといったことについて問う内容にしております。

資料の7ページをお願いします。アンケート等の対象組織及び内容についてでございます。

アンケート等に伴う活動組織及び市町村の負担を考慮し、自己評価、県アンケートが重複しないよう、活動組織を選定いたします。

図のように、自己評価を行う357組織と県アンケートを行う350組織は重複しないよう選定いたします。また、各市町村の活動組織が同程度の割合になるよう選定いたします。

効果の検証・分析については、アンケートで得た回答や活動実績報告のデータ等を基に、評価に係る分析等を実施する予定としております。なお、分析については、民間コンサルへの委託を検討しているところでございます。

議事(3)の説明については、以上です。

○広田委員長

それでは、ご質問、ご意見をお願いします。

○広田委員長

活動組織の自己評価を踏まえた市町村の評価は、活動組織には分からないのですか。

○藤倉（農村建設課主査）

分かりません。市町村の評価を活動組織に返す、といったことはしないです。

○広田委員長

そうですね、それをやったら、市町村が評価しにくくなりますね。

県アンケートについて、回収率ですけれども、こういうルートでお願いすると、ほぼ100%回収できるものなのではないでしょうか。

○藤倉（農村建設課主査）

100%は厳しいかと思っております。

○広田委員長

一般のアンケートだと3割戻ってくればいいほうですからね。でも、これは9割くらいは戻ってくると思っていいのでしょうかね、どうなのでしょう。

○藤倉（農村建設課主査）

交付金の交付を受けて活動をしているということもありますので、3割ということはないと思います。

○千葉（農村建設課総括課長）

戻ってこない場合は、こちらから督促をするということもあります。できるだけ100%に近づけたいと考えております。

○高橋委員

去年は聞き取りだったわけですね。

○藤倉（農村建設課主査）

はい。去年は聞き取り調査だったので回収ということはなかったのですが。

○高橋委員

今回は、封筒に入れて、返信用封筒で返してもらおうということですね。

○藤倉（農村建設課主査）

はい、そうなります。

○高橋委員

そうすると、回収率が落ちることも考えられますね。

○広田委員長

内容についてですが、昨年 of 聞き取り調査の結果をもとに、回答部分を記載していますので、内容については吟味されていると思います。

○根子委員

県アンケートの Q8 について、「はせがけ」や「ほによ」に解説があるのであれば、①の屋敷林も「いぐね」、や、「えぐね」といった読み方があったほうがいいのかと思います。

○広田委員長

私は、事前にこれを見せていただいていた身なのに意見をいうのはあれですが、12 ページ目のその他の回答欄について、組織によってはいろいろ書いてくれるところもありそうだと思うので、もっと広くとってもいいと思います。書かない組織もあるかと思うのですが、おそらく書く組織だとこれでは狭いと思うので。

○広田委員長

他にいかがでしょうか。

○広田委員長

評価の進め方としてはこれでいいかと思います。ちなみに、スケジュール的なものについて確認ですが、県の中間評価書案が 9 月の末、最終版が 1 月末ですね。

○藤倉（農村建設課主査）

そうです。

○広田委員長

よろしいでしょうか。

それでは、議事(3)についても了承します。

（他委員了承）

○広田委員長

その他、何かありますか。

○村居（農村建設課担当課長）

事務局からは特にありません。

○広田委員長

それでは、本日はこれで議事を終了させていただきます。ご協力、ありがとうございました。事務局にお返しします。

○村居（農村建設課担当課長）

本日は、大変お忙しい中にもかかわらず、ご出席を賜り、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、「平成 27 年度 第 1 回多面的機能支払制度推進委員会」を終了いたします。

次回の委員会は、9月7日ということでよろしく申し上げます。
現地調査を行うため、1日ばかりとなりますので、よろしく申し上げます。